

土庄町教育憲章

わたしたちは土庄町の町民である。

教育は町づくりの源であることを確信し、教育基本法の精神にしたがい、明るく豊かな町を築くためにこの憲章を定める。

一、町民は、教育を尊重し、力を合わせてその振興に努める。

1. すべての町民は、その責任において、教育の充実発展をはかる。
2. 愛情と信頼と尊敬に基づいて教育を行なう。
3. 教育の指導組織を強化し、施設設備を整える。

二、町民は、望ましい市民性の向上を目指して教育を進める。

1. ひとりひとりの能力を伸ばし、社会に役だつ人材を育てる。
2. 正義と責任を重んじ、積極自主の精神を養う。
3. 相互に理解し合う態度と、協調の精神を養う。

三、町民は、すすんで学習に励み、教養を高める。

1. 現代社会を理解して、知性と道徳性を高める。
2. 健康安全で幸福な生活のために、必要な知識と習慣を養う。
3. 勤労を尊び、経営を合理化するとともに、生産技能を高める。

四、町民は、実践活動を重んじ、よい環境をつくる。

1. 明るい家庭と、よい社会環境を築き、青少年を健全に育てる。
2. 生活を合理化して、消費の適正と、貯蓄に努める。
3. 人情豊かで、自然を愛し、健全な観光地として発展させる。

